

小・中学校の新しい指導体制在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 県内の公立小・中学校に在籍する児童生徒の確かな学力の育成を図るための施策とそのため効果的な指導体制の在り方について検討するため、小・中学校の新しい指導体制在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) これまでの「香川型指導体制」の成果と課題の分析及び小・中学校における新しい指導体制についての検討を行う。
- (2) 香川の児童生徒の現状と課題の分析を行い、今後の児童生徒の確かな学力の定着を図るための施策等の方向性を検討する。

(組織)

第3条 委員会は、12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、香川県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市町教育委員会教育長
- (3) 公立学校長

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年12月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

(運営)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。但し、委員長選任前の会議は、県教育長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるとき、委員会にオブザーバー等を出席させることができる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、香川県教育委員会事務局義務教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

小・中学校の新しい指導体制在り方検討委員会委員名簿

(五十音順)

| | 氏 名 | 所属・役職名 |
|----|--------------------|--------------------|
| 1 | いしい てるまさ 石井 英真 | 京都大学大学院教育学研究科 准教授 |
| 2 | いちばら しげき 市原 茂幹 | 香川県小学校長会 会長 |
| 3 | おかだ りょう 岡田 涼 | 香川大学教育学部 准教授 |
| 4 | かたおか もとこ 片岡 元子 | 香川大学教育学部 教授 |
| 5 | きたおか たかし 北岡 隆 | 香川県中学校長会 会長 |
| 6 | さかい さとし 坂井 聡 | 香川大学教育学部 教授 |
| 7 | しのはら よしひろ 篠原 好宏 | 琴平町教育委員会 教育長 |
| 8 | すえざわ やすひこ 末澤 康彦 | 丸亀市教育委員会 教育長 |
| 9 | たけもり もとひこ 竹森 元彦 | 香川大学医学部 副学部長 |
| 10 | ふじもと やすお 藤本 泰雄 | 前 高松市教育委員会 教育長 |
| 11 | みよし たけひろ 三好 健浩 | 前 香川県教育委員会事務局 教育次長 |

(敬称略)